

RIoT Antsソフトウェア使用許諾同意書

本使用許諾同意書(以下同意書)は株式会社RIoT Products(以下販売元)が販売するRIoT toolsシリーズ、RIoT Ants(以下ソフトウェア)に対して適応されるものとします。

ソフトウェアを購入し、使用するためには同意書の以下に定められる条項に同意する必要があります。ソフトウェアの購入と使用にあたっては、必ず同意書の条項を注意深く確認したうえで、各条項に対して法的な拘束を受けることに同意する必要があります。

また、ソフトウェアを使用する事により、同意書に基づいた契約の各条項の拘束を受けることに同意して使用していることとなりますので十分にご注意ください。

1.ソフトウェアの使用にあたって

ソフトウェアの著作権はすべて、販売元に属します。同意書のすべての条項を受諾し、従う場合にのみ使用を許諾します。

2.使用許諾について

販売元は、ソフトウェアを使用するため、購入したユーザーに対して、非独占的且つ、譲与不可、譲渡不可、サブライセンス不可の、使用料無料の権利およびライセンスを、購入したユーザーに許諾します。

購入したユーザーがソフトウェアを第三者に販売、サブライセンス、レンタル、貸与、リースすることは禁じられています。また、その他にも購入したユーザーがソフトウェアに対し、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行うなど、ソースコードの解読を行うことを固く禁じます。販売元は、上記に該当する行為があった場合、相応の対価を請求する権利を保有します。

ソフトウェアの使用許諾は購入したユーザーに対するシングルユーザーライセンスです。購入したユーザーとは法人、団体、その他組織、個人のことをさします。個人の場合、購入したソフトウェアを、そのユーザーが使用する1台のコンピュータでインストールして使用することが可能です。法人、団体、その他組織の場合は、その団体に属する個人ひとりに対して一ライセンスを、その個人が使用するコンピューター1台のみ割り当てることが可能(別のユーザーが使用するPC、また同一ユーザーでも2台目のPC利用時には追加のライセンス購入が必要)です。また、その場合購入したライセンスの中でユーザーの変更を行うことが可能です。※レンタル専用PCは台数無制限でご利用いただけます。

また、一度ライセンスを割り当てたPCから別のPCへソフトウェアを移行する場合、無料にて移行が可能となっていますので販売元までご連絡ください。その場合、専用ライセンスアクティベーションフォームにて移動前のPCに割り当てたアクティベーションを破棄し、新たに移動先のPCへアクティベーションが必要になります。

3.免責事項について

万が一、本ソフトウェアの使用により何らかの損失が生じた場合、サポート条項に基づき最大限のサポートを行います。ただし、販売元にはいかなる場合にも損害賠償など一切の責任が無いものとします。

※いかなる場合とは、購入者、ユーザーに発生する損失の原因が、たとえソフトウェアの不具合によるものであったとしても一切の責任を有しません。

4. サポート

販売元は下記のマシン、ソフト環境でのみ、動作保障と、販売元が適切と判断するサポートを行うものとします。

OS:Windows7(64bit) Windows10
After Effects:CS6 CC CC2014 CC2015 CC2017 CC2018 CC2019

販売元はユーザー個別の問題に対して必ずしも解決までの永続的なアップデートや、サポート提供義務を有しません。しかしながら、ソフトウェアに対する問題については可能な限りの対応を行いますので、お問い合わせフォームからご連絡ください。

また、不具合に対するアップデート等があった場合、販売元のWebページ上で告知を行い、購入者は無償でダウンロードする事が出来る。

5. 購入者の義務について

ソフトウェアはインターネットを通じてライセンス使用状況の確認を行っています。そのため購入者は購入時点で、販売元がライセンスの管理において使用状況を確認する事に対して同意を行う必要があります。

また、ソフトウェアを使用する上でライセンス付与時のインターネットアクセスを保有している必要があります。

6. 契約の期間、及び契約の解除について

本同意書に基づき許諾されたライセンスは、解除されるまで有効です。本契約の有効期間、本契約で許諾されたライセンスは、購入者が本同意書に記載されている条項を受諾し、ソフトウェアに対する対価を支払った日から開始されます。

また、購入者は販売元に対し、お問い合わせフォームにてライセンスおよび契約を解除することができますが、契約の解除は、いかなる状況でも、販売元からの購入者への返金や金銭的補償はないものとします。また、本同意書に反する行為や請求金額の支払いがない場合、販売元はライセンスおよび契約の解除を行う権利を有します。

7. 権利譲渡の禁止

購入者は、個人間、法人間、団体間において販売元から許諾されたライセンスの譲渡を行うことはできません。

8. 禁止事項に対する措置について

ソフトウェアのコピー、配布など販売元に対して損害を与えるような重大な法律違反、同意書に対して違反する行為があった場合、損害に応じ販売元は損害賠償等の措置を行う権利を有するものとする。